

安全の手引き

～ ルワンダで安全に生活するために ～

在ルワンダ日本国大使館

2018年1月

この「安全の手引き」は、在留邦人の皆様が安全に生活するための基礎的な情報を提供することを目的に作成したものです。皆様の安全対策の一助になれば幸いです。

I はじめに

1 ルワンダの情勢

ルワンダでは、1994年に80万人から100万人の犠牲者を出したといわれるジェノサイド（虐殺）という痛ましい出来事がありました。一方、2000年にポール・カガメ大統領が就任して以来、治安及び経済情勢は安定し、現在は高い経済成長を維持しています。

その反面で、国外へ逃亡した反政府勢力が隣国のコンゴ民主共和国東部などで活動しているとの情報もあるほか、隣国のブルンジの政情も依然として不安定な状況です。また、2016年にはルワンダ国内で複数のテロリストが逮捕又は射殺されています。

そして、ルワンダでは、犯罪発生率は日本よりも低く、外国人に対する犯罪発生率も低いものの、窃盗などの一般犯罪には注意する必要があります。

このような事情から、在留邦人及びルワンダへ旅行される皆様におかれては、本手引きをお読み頂き、常に防犯意識を高く持つことで事件や事故に巻き込まれないように心掛けてください。

2 犯罪発生状況

2015年のルワンダ警察の統計によりますと、国内で15,399件の犯罪が発生しています。暴行・傷害が4,064件と一番多く、次いで麻薬関係(3,422件)、窃盗(1,395件)、住居侵入(1,349件)となります。また、日本と比較すると、犯罪発生率は低いものの、殺人、強姦などの凶悪犯罪の占める割合が高くなっています。外国人に対する犯罪率は低いものの、ひったくり、車上ねらい、住居侵入未遂などが発生しています。

II 防犯の手引き

1 基本的な心構え

海外へ赴く際には、その国の法制度、文化的背景、風俗習慣などの違いに留意して、日本国内と同じレベルの対応が得られることは少ないことを認識し、『自分の身は自分で守る』という自覚を常に持ち、トラブルに巻き込まれないよう出来る範囲内の安全対策をしっかり行うことが必要です。

在留邦人の皆様の安全確保は、基本的にルワンダ政府がその責任を負っています。

特に事件や事故等に巻き込まれた場合には、各人が治安当局に詳細を一報することによって、事件処理や捜査が開始されます。ルワンダではルワンダ政府の行政管理の下で生活・滞在していることを念頭に置いて行動してください。

なお、日本大使館はこれらの事故処理や捜査等に直接介入することはできませんが、邦人保護の観点から、病院等の紹介や日本の御家族との連絡、逮捕された場合の領事面会

などできる限りの側面支援を行います。

(1) 行動三原則の徹底

一般的に日本人は、危険に対する意識が低いといわれます。また、海外から見た日本のイメージは、経済大国でお金持ちが多く暮らしているといったものが一般的です。特に皮膚の色が異なるアフリカ社会の中では、アジア人の容姿は非常に目立ちますので、海外では安全のための『行動三原則』を正しく理解して、『自分の身は自分で守る』よう心掛けてください。

～ 海外における安全のための『行動三原則』 ～

“目立たない” “行動を予知されない” “用心を怠らない”

(2) 常に『備えの心』を忘れずに

防犯対策にここまでやれば良いといったゴールはありません。安全な国と言われるルワンダでも安心を得るためには、多くの『備え』が必要です。最新の治安情報の収集・分析を行い、常に治安情勢への高い関心を持つことが重要です。

(3) 治安情報の入手

防犯対策を講じるためには、日本とは大きく異なるルワンダの社会・治安の実態面と問題点を知ることが必要です。旅行や赴任の前に、外務省海外旅行登録「たびレジ」(<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)に登録を行うとともに、外務省海外安全情報などから可能な限りルワンダの基礎的な情報を収集してください。また、到着後はルワンダの新聞やテレビ及び、インターネットなどを用いて現地の治安関係情報を入手することが大切です。常に情報のアンテナを広げてください。

(4) 日本人がどのような存在かを理解する

日本人が犯罪者の目にどのように映っているかを理解することが重要です。ルワンダにはまだ外国人が少なく、日本人はかなり目立つ存在です。特に、ルワンダでは外国人のことを総じて「ムズング」と呼びます。この言葉には「外国人」という意味と、「お金持ち」という意味があります。即ち、外国人＝お金持ちということになり、時と場合によってはそれが悪いように取られ、犯罪の対象になりかねません。

(5) 防犯対策に労力・コストを惜しまない

安全性の高い家は家賃も高く、その選定に時間と労力を要します。また、警備員の雇用や警備機器の設置などにはコストもかかります。しかしながら、海外で生活する上で、防犯対策に対する労力を惜しんではいけません。安全確保が生活する上での基盤となりますので、自分と家族の安全は自分たち自身で守るという心構えが必要です。

(6) 身体の安全を最優先に

実際に危険な状況に直面した際、しかも相手が武装しているような時などに、要求を拒否することや抵抗することは極めて危険です。また、ひったくりなど場合等には、決して抵抗することなく、ご自身の生命と身体の安全を第一に考えてください。なお、負傷した場合、治療のため高度医療を有する国外への移動が発生する場合がありますので、十分な補償内容の海外旅行保険への加入をお勧めします。

(7) 行政機関の対応能力の違い

日本では110番や119番に電話をすれば数分でパトカーや救急車が駆けつけてくれますが、ルワンダでは日本ほど迅速な対応は期待できません。これは病院などでも同じで、救急に運び込まれても直ちに処置を施してもらえないとは限りません。日本では十分に助かるような事態でも、ルワンダでは命取りになりかねません。

2 防犯のための具体的留意事項

(1) 住居

ア 選定

戸建住宅と集合住宅とでは安全対策面で大きな違いがあります。戸建住宅の場合は、家主とも相談の上、基本的には全てご自身で対策を練る必要があります。一方で、アパートなどの集合住宅の場合は、警備員が配置され、発電機などの設備も整っていることが多いため、初期投資やご自身の労力は少なくなると予想されます。いずれの場合においても以下の点を考慮することをお勧めします。

- ・ 街灯があり、夜間でも道路や家の周辺が明るいこと。
- ・ 表通りからそれほど離れていないこと。
- ・ 家の周辺(特に隣家)に空き地や空き家が少ないこと。
- ・ 家の近くに多数の人が集まる商店やバス停などが無いこと。
- ・ 最寄りの警察署、病院などの場所を確認しておくこと。

イ 防犯対策

防犯対策には照明と警備員の配置が有効です。照明があれば夜間の死角が減り、犯罪者も押し入りにくく、警備員も警備がしやすくなります。

また、できれば家屋内に最後の砦となるような部屋を準備してください。これにより、万一、強盗などが侵入してきた場合、そこに逃げ込むことで更なる被害を防ぐことができます。また、長期間留守にするような場合、その部屋に貴重品などを保管することも可能になります。

具体的な防犯対策としては以下の点が考えられます。

- ・ 外壁は高さや堅牢性を確保し、鉄条網、忍び返しなどの侵入防止設備を設置

する。

- ・ 外壁や庭に照明を設置する。
- ・ 門扉にはインターホンや監視カメラ又は確認用小窓を設置し、敷地外の様子が見えるようにする。
- ・ 立木、植栽など犯罪者が身を隠せる場所を少なくする。
- ・ 窓に鉄格子を入れる。
- ・ 玄関や裏口は堅牢なものとし、鍵も複数取り付け、ドアチェーンとドア覗き窓も取り付ける。
- ・ 入居の際には家屋内外の全ての鍵を交換し、予備鍵も含めて自身で管理する。
- ・ 停電時に備えて発電機を設置する。
- ・ 警備会社は定評のある会社を利用する。
- ・ 警備員、使用人などを過信しない。
- ・ 外出する時は、全ての鍵を確実に施錠する。
- ・ 庭先などに、脚立やはさみ・バール等の工具類などの犯人の侵入用具となるものを放置しない。
- ・ 万が一の時は人命を最優先する。抵抗や犯人の深追いをしない。

(2) 外出時

日本人に限らず外国人はとにかく目立ちます。目立たない格好をしていても十分目立ちますので、常に周囲を警戒して犯罪の標的されないように以下の点に注意してください。また、夜間の徒歩での外出は可能な限り控えて下さい。

ア 服装

所持している携帯電話、財布などが周囲の人からわかりにくい服装を選ぶこと。

イ 携行品

- ・ 身分証明書(旅券のコピー)を常時携行する。
- ・ 荷物をあまり持たず、所持品は分散して携行する。
- ・ バックやカバン類を持つ場合は、できるだけ手提げ式のもの避け、たすき掛け又はリュックサックを使用する。

ウ 徒歩移動時の注意点

- ・ 夜間は一人で移動しない。(犯罪の標的にされる可能性が高まります)
- ・ 夜間は、できるだけ道路幅が広くて明るく、人通りの多い大通りを利用し、車道からなるべく離れて歩く。
- ・ 狭い路地や建物の入り組んだ場所などは日中でも避ける。
- ・ 道路を横断等する場合には、周囲の安全を自分の目でしっかり確認する。

エ 車両移動時

- 車両から離れる際には、窓を確実に閉めて施錠をし、車外から見える場所に物品を放置しない。
- 車両を駐車する場合には、できるだけ管理人や警備員が配置されている駐車場を利用する。
- 車両乗降時の安全確認を徹底する。
- 車両は、十分な補償内容の保険に加入する。

オ その他

- 貴重品を見られないようにしてください。特に商店やバスなどで支払いをする際、わざわざ財布を広げて支払うことは周囲の人の好奇心を刺激します。
- 夜間の外出は必要最小限にとどめてください。
- 物売り、物乞い、知らない人が近寄ってきた際には十分警戒してください。
- キガリ市内では路上販売が禁止されています。売り手・買い手を問わず罰せられますので、路上での売買はやめてください。
- タクシーを利用する場合は、可能であれば顔見知りの運転手のタクシーを使ってください。また、ルワンダにはきちんとした住所や通りの名前がないことがほとんどです。運転手に指示する前に信頼のおける人に詳しく場所を聞き、運転手任せにしないことが肝心です。特に夜間は目印も分かりづらく、慣れないうちは自分がどこにいるのかさえ分からなくなりますので、十分注意してください。

(3) 各種犯罪等への対策

ルワンダで発生する一般犯罪に巻き込まれないように、以下のような対策をとることをお勧めします。

- 置き引き
レストランなどで、荷物から目を離した際に携帯電話・バッグなどが盗まれる被害が多発しています。レストラン・商店等では、自分の荷物から目を離さないようにしてください。短時間であってもテーブルなどに放置せず、貴重品は必ず携行してください。
- すり
バス停や市場でのすりが発生しています。人混みでは、携帯や財布などはかばん等に入れて、盗まれないようにしっかり閉じて自分の前で抱えるようにしてください。また、バス停などで話し掛けられた時や買物中は、意識が荷物から離れますので特に注意してください。
- ひったくり
バイクを使用したひったくりや、突然茂みから犯人が近づいてきて荷物を奪

い取るひったくりが発生しています。夜間の一人歩きは控えるとともに、歩くときは車道と反対側に荷物を持つようにしてください。また、携帯電話を使用したり、大音量で音楽を聴きながら歩くことは控えてください。また、付近で不審な動きをしているバイクがいた場合は、相手を警戒する行動をとり、ひったくりの発生を防止して下さい。

- ・ 車上ねらい・部品ねらい

可能な限り駐車場に駐車してください。どうしても路上に駐車する必要がある場合は、閑散とした場所を避けるとともに、車両を離れる際に周囲に不審な人物がいないか確認してください。また、警備員が配置された駐車場であっても、貴重品は絶対に車内に残さないようにして、全てのドア・窓の確実な施錠を行うようにしてください。

(4) 日常生活

近隣者や使用人、警備員の素性を把握することは重要なことです。特に、自宅周辺の状況を正確に把握することが防犯に繋がり、万一の際には助けを求めることもできます。使用人や警備員を使う場合には彼らを過信することなく、しかし邪険にもせず接することが重要です。

また、旅行や休暇などで長期間家を留守にする際には、貴重品を分散させて保管する、警備の巡回を増やす、知人など十分信頼の置ける人に家を見に来てもらうなどの対策が重要になります。

さらには、自宅へ出入りする業者などには十分注意を払い、できる限りその行動をご自身又は使用人、警備員が監視するようにしてください。定期的に来るゴミ回収業者がゴミの回収に乗じて家財を持ち去った事件や、工事業者が現金や物を盗んだという事件があり、たとえ顔見知りであっても油断はしないでください。

(5) 交通事情と事故対策

ア 交通事情

ルワンダは坂道が多く、未舗装道は雨が降った後には極めて走りにくくなります。車を購入する場合には、できるだけ馬力があり、四輪駆動で車高が高いものをお勧めします。

また、十分な点検と整備ができていない車が多く、運転手の技術やモラルは必ずしも高くありません。したがって、もらい事故や心ない運転手に起因する事故の発生率が高くなっています。したがって、以下の点に注意してください。

- ・ 車間距離を十分に空けてください。時として、執拗にパッシングし、クラクションを鳴らしてくる場合もあります。決して感情的になったり、競い合ったりせず、ご自身の危険を避けるように行動してください。また、車線が無視した無理な追い

越しや割り込みなども日常的にあります。そのような場合に備え、車間距離を十分に確保することが重要です。

- モト(オートバイのタクシー)はできるだけ使用しないでください。ルワンダでは、モトは最も手軽で安価な交通機関ですが、事故の可能性が高いのでお勧めできません。医療体制が発達していないルワンダでは、些細なけがが重症化する可能性があります。
- モトの動きに十分注意してください。モトはその身軽さから車の間をすり抜けて走ります。信号無視や逆走、後方を全く確認しない急な転回、数台での併走など危険な運転を平気で行います。また、モトのウインカーも全く信用できませんので、必ずモトの動きを目視しながら車の運転を行ってください。
- 未舗装道の路肩は弱くなっていますので、路肩から十分に距離を保つ必要があります。また、夜間は路肩が見つらいため、路肩からの脱輪に十分注意してください。

イ 事故に遭った場合

十分に注意していても事故に遭うことがあります。その場合には、落ち着いて以下のとおり行動してください。

- 直ちに警察へ連絡し、事故発生の通報を行う。
- 負傷者がいる場合は、負傷者の救護を行う。
- 周囲を群衆に囲まれるなど、危険を感じた場合には速やかに現場を離れ、最寄りの警察署へ行って事故の報告を行い、警察官とともに現場へ戻る。
- 万一来に備え、自動車保険には必ず加入する。

(6) テロ対策について

近年、世界の様々な地域でイスラム過激派組織によるテロがみられるほか、これら組織の主張に影響を受けた者による一匹狼(ローンウルフ)型等のテロが発生しています。ルワンダで国際的なテロリスト集団が活動しているという具体的な情報はありません。しかしながら数年前には、バス停留所など人が多く集まる場所へ手りゅう弾が投げ込まれ死傷者が発生するという事件が散発的に発生し、また、2016年にはルワンダ国内で複数のテロ関係容疑者が逮捕、射殺される等の事件も起こっています。

日本人がテロの標的となる確率は高くはないものの、テロを含む様々な事件の被害に巻き込まれる可能性は十分にあります。このような情勢を十分に認識して、テロ等に遭わないよう、海外安全情報及び報道等により最新の治安・テロ情勢等の関連情報の入手に努め、日頃から危機管理意識を持つとともに、状況に応じて適切で十分な安全対策を行うように心掛けてください。

Ⅲ 緊急事態対処

大規模クーデター等が発生した場合、外国人は国外待避する必要があります。また、国外待避はクーデターだけではなく治安の悪化や災害などでも必要となる可能性があります。それらは突然発生しますので、常日頃から準備を行うことが必要です。

1 在留届の提出

在留届は、ご本人及びご家族の各種領事手続きの際に利用されるだけでなく、邦人が事件や事故に遭った場合や緊急事態発生時等に、必要に応じて緊急連絡先（関係者）への連絡を行うために使われます。在留届が提出されていないと、大使館は在留邦人の皆様がルワンダに居住していることが分からず、大災害や事件・事故の際に安否確認を行うことができなくなります。海外に3か月以上邦人が滞在する場合は、大使館・総領事館へ在留届を提出することが旅券法で義務づけられています。必ず手続きを行ってください。

また、住所や電話番号等に変更が生じた場合には「変更届」を、日本への帰国や他国への転居を行う場合には「帰国届」の提出をお願いいたします。在留届はインターネットオンライン登録「ORRNet」

http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/zairyu_j.htm

からでも提出が可能です。

2 たびレジの登録

在留届の提出義務のない3か月未満の短期滞在の方は、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。登録者は、滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール、不測の事態が発生した時の緊急連絡などを受けることが可能です。

たびレジはインターネットからのオンライン登録

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

となります。

3 緊急時の避難場所

緊急事態が発生した際には、在留届を基に大使館から在留邦人の皆様に領事メールの発出や電話連絡などを行い緊急避難先を連絡します。基本的には、大使館が避難先となります。

4 準備しておく物

緊急事態や政情不安が発生しそうな時は、物の買い占めや略奪などが起こる可能性があります。予め準備できるような物は平時から備えておき、飛行機の機内持込みが可能な大きさにひとまとめしておくことをお勧めします。

・パスポート及びイエローカード ・着替え、運動靴 ・常備薬

- 現金(ルワンダフラン、USドル等の外貨)・クレジットカード
- 飲料水 ・食料 ・懐中電灯 ・ラジオ ・予備電池
- 携帯電話チャージ用スクラッチカード ・携帯用充電機

5 緊急連絡

(1) 緊急時の連絡手段

在留届にメールアドレスの登録がある場合は、それを基に各種治安情報や連絡事項を送付することができます。それ以外の方法は、電話連絡となります。必ず在留届をご提出いただくとともに、電話番号、メールアドレス、住所等に変更が生じた際は、変更届の提出又は大使館への報告をお願いします。

なお、クーデターなどの事態が発生した際には、携帯電話などが機能しなくなる可能性がある点にもご留意ください。

(2) 緊急連絡先

何らかの事件事故等が発生した場合は、速やかに緊急連絡先に連絡をお願いします。

- 警察一般：112
- 交通事故：113
- 火災：111
- 救急：912
- 在ルワンダ日本国大使館：+250 252 500 884

(3) 在ルワンダ日本国大使館

住所：35、KG7 Avenue、Kacyiru、Kigali、Rwanda

テレコムハウス前の青いガラス張りのビル(ブルー・スター・ハウス)4F

代表電話：+250 252 500 884

Webサイト：http://www.rw.emb-japan.go.jp/index_j.html